



青森県報

号外第十六号

平成十五年三月十四日(金曜日)

目次

告 示

漁場計画……………(水産振興課) ……一

告 示

青森県告示第百五十号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第一項の規定により、共同漁業、定置漁業及び区画漁業の免許について、免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により公示する。

平成十五年三月十四日

青森県知事 木 村 守 男

- 1 公示番号 西共第1号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	わかめ漁業	1月1日から 12月31日まで	たこ漁業	1月1日から 12月31日まで
	あまのり漁業	"	なまこ漁業	"
	ふのり漁業	"	うに漁業	"
	えごのり漁業	"	ばい(くぼがいを含む)漁業	"
	もずく漁業	"	あかもく漁業	"
	あわび漁業	"	かき漁業	"
	さざえ漁業	"		"

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡岩崎村大字大間越地先

(3) 漁場の区域 次の基点第31号、ア、イ及び基点第32号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第31号 青森県と秋田県との境の須郷崎に設置した標柱
- ア 基点第31号から磁針方位270度2,000メートルの点
- イ 基点第32号から真方位264度30分2,000メートルの点
- 基点第32号 青森県西津軽郡岩崎村大字大間越と大字黒崎との境の白神川尻に設置した標柱
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
 - 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
 - 5 関係地区 青森県西津軽郡岩崎村大字大間越
 - 6 その他 この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

- 1 公示番号 西共第2号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	たい・ぶり・さけ小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで
	やりのいか・たなご小型定置網漁業	1月1日から8月31日まで
	はたはた小型定置網漁業	11月1日から翌年1月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ刺網漁業	5月1日から10月31日まで
	たこ巻漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡岩崎村大字大間越地先

(3) 漁場の区域 次の基点第31号、ア、イ及び基点第32号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第31号 青森県と秋田県との境の須郷崎に設置した標柱
- ア 基点第31号から磁針方位270度2,000メートルの点
- イ 基点第32号から真方位264度30分2,000メートルの点
- 基点第32号 青森県西津軽郡岩崎村大字大間越と大字黒崎との境の白神川尻に設置した標柱
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
 - 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
 - 5 関係地区 青森県西津軽郡岩崎村大字大間越
 - 6 その他 (1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
① 漁場の区域内に敷設するたい・ぶり・さけ小型定置網漁業の統数は、2ヶ統以内に限る。
② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

1 公示番号 西共第3号
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁業の名称	漁業の時期
第1種 共同漁業	わかめ漁業	1月1日から 12月31日まで	たこ漁業	1月1日から 12月31日まで
	あまのり漁業	"	なまこ漁業	"
	ふのり漁業	"	うに漁業	"
	えごのり漁業	"	ほや漁業	"
	てんぐさ漁業	"	いわむし漁業	"
	もずく漁業	"	あおさ漁業	"
	うみぞうめん漁業	"	ばい(くぼがいを含む)漁業	"
	あわび漁業	"	あかもく漁業	"
	さざえ漁業	"	かき漁業	"
	いがい漁業	"		

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡岩崎村大字黒崎、大字松神、大字森山、大字岩崎、大字正道尻及び大字沢辺地先

(3) 漁場の区域 次の基点第32号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第35号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第32号 青森県西津軽郡岩崎村大字大間越と大字黒崎との境の白神川尻に設置した標柱

ア 基点第32号から真方位264度30分2, 000メートルの点

イ カ (基点第33号 (青森県西津軽郡岩崎村大字森山と大字正道尻との境の根滝川尻に設置した標柱) から真方位263度30分1, 000メートルの点) から真方位235度30分1, 200メートルの点

ウ 基点第34号 (青森県西津軽郡岩崎村大字岩崎と大字沢辺との境の立待崎に設置した標柱) から真方位172度30分2, 000メートルの点

エ 青森県西津軽郡岩崎村大字沢辺、恵神崎に設置した標柱から真方位194度30分2, 000メートルの点

オ 基点第35号から真方位247度30分2, 000メートルの点

ア 基点第35号から真方位247度30分2, 000メートルの点

ウ 基点第35号から真方位247度30分2, 000メートルの点

エ 青森県西津軽郡岩崎村大字黒崎、大字松神、大字森山、大字岩崎、大字正道尻及び大字沢辺

この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 関係地区 青森県西津軽郡岩崎村大字黒崎、大字松神、大字森山、大字岩崎、大字正道尻及び大字沢辺
- 6 その他

1 公示番号 西共第4号
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業の時期
第2種 共同漁業	やりいか・さけ・ます小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで
	やりいか・たなご小型定置網漁業	"
	はたはた小型定置網漁業	11月1日から翌年1月31日まで
	かれい・ひらめ小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで
	やりいか・ひらめ底建網漁業	"
	かれい・ひらめ刺網漁業	"
	そい・あいなめ刺網漁業	"
	はたはた刺網漁業	11月1日から翌年1月31日まで
	くるまそび刺網漁業	5月1日から9月30日まで
	さざえ刺網漁業	6月10日から10月31日まで
ばい電漁業	1月1日から12月31日まで	

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡岩崎村大字黒崎、大字松神、大字森山、大字岩崎、大字正道尻及び大字沢辺地先

(3) 漁場の区域 次の基点第32号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第35号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第32号 青森県西津軽郡岩崎村大字大間越と大字黒崎との境の白神川尻に設置した標柱

ア 基点第32号から真方位264度30分2, 000メートルの点

イ カ (基点第33号 (青森県西津軽郡岩崎村大字森山と大字正道尻との境の根滝川尻に設置した標柱) から真方位263度30分1, 000メートルの点) から真方位235度30分1, 200メートルの点

ウ 基点第34号 (青森県西津軽郡岩崎村大字岩崎と大字沢辺との境の立待崎に設置した標柱) から真方位172度30分2, 000メートルの点

エ 青森県西津軽郡岩崎村大字沢辺、恵神崎に設置した標柱から真方位194度30分2, 000メートルの点

オ 基点第35号から真方位247度30分2, 000メートルの点

ア 基点第35号から真方位247度30分2, 000メートルの点

ウ 基点第35号から真方位247度30分2, 000メートルの点

エ 青森県西津軽郡岩崎村大字黒崎、大字松神、大字森山、大字岩崎、大字正道尻及び大字沢辺

この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 関係地区 青森県西津軽郡岩崎村大字黒崎、大字松神、大字森山、大字岩崎、大字正道尻及び大字沢辺

尻及び大宇沢辺

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
 - ① 漁場の区域内に敷設するやりいか・さけ・ます小型定置網漁業の統数は、16ヶ統以内に限る。
 - ② かいい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

1 公示番号 西共第5号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あまのり漁業	"	なまこ漁業	"
	ふのり漁業	"	うに漁業	"
	えごのり漁業	"	ほや漁業	"
	つのもた漁業	"	いわむし漁業	"
第1種 共同漁業	てんぐさ漁業	"	あおさ漁業	"
	もずく漁業	"	ばい(くぼいを含む)漁業	"
	うみぞうめん漁業	"	あかもく漁業	"
	あわび漁業	"	つるあらめ漁業	"
	さざえ漁業	"	いぎす漁業	"
	いかい漁業	"	かき漁業	"

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字船作及び大字月屋地先

(3) 漁場の区域 次の基点第35号、ア、イ及び基点第36号の各点を順次に結んだ線と

最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第35号 青森県西津軽郡岩崎村と深浦町との境に設置した標柱

ア 基点第35号から真方位247度30分2.000メートルの点

イ 基点第36号から真方位305度30分2.000メートルの点

基点第36号 青森県西津軽郡深浦町大字月屋と大字横磯との境に設置した標柱

3 免許予定日 平成15年9月1日

4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで

5 関係地区 青森県西津軽郡深浦町船作及び大字月屋

6 その他 この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

1 公示番号 西共第6号
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	やりいか・たなご小型定置漁業	1月1日から8月31日まで
	やりいか・ひらめ底層網漁業	1月1日から12月31日まで
	かわい・ひらめ刺網漁業	〃
	さざえ刺網漁業	5月1日から9月30日まで

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字軒作及び大字月屋地先
(3) 漁場の区域 次の基点第35号、ア、イ及び基点第36号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第35号 青森県西津軽郡岩崎村と深浦町との境に設置した標柱
ア 基点第35号から真方位247度30分2, 000メートルの点
イ 基点第36号から真方位305度30分2, 000メートルの点
基点第36号 青森県西津軽郡深浦町大字月屋と大字横磯との境に設置した標柱
平成15年9月1日

- 3 免許予定日 平成15年9月1日
4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
5 関係地区 青森県西津軽郡深浦町大字軒作及び大字月屋
6 その他
(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
かわい・ひらめ刺網漁業の目的は、3寸5分以上とする。

1 公示番号 西共第7号
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで	たご漁業	1月1日から12月31日まで
	あまのり漁業	〃	なまご漁業	〃
	ふのり漁業	〃	うに漁業	〃
	えごのり漁業	〃	ほや漁業	〃
	つのもた漁業	〃	いわむし漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃	あおさ漁業	〃
	もずく漁業	〃	ばい(くぼかいを含む)漁業	〃
うみぞうめん漁業	〃	あかもく漁業	〃	
あわび漁業	〃	つるあらめ漁業	〃	
さざえ漁業	〃	かき漁業	〃	
いかい漁業	〃			

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字横磯、大字深浦、大字広戸及び大字追良瀬地先

(3) 漁場の区域 次の基点第36号、ア、イ及び基点第37号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第36号 青森県西津軽郡深浦町大字月屋と大字横磯との境に設置した標柱
ア 基点第36号から真方位305度30分2, 000メートルの点
イ 基点第37号から真方位309度30分2, 000メートルの点
基点第37号 青森県西津軽郡深浦町、根株川尻より西方(暗堰)に設置した標柱
平成15年9月1日
3 免許予定日 平成15年9月1日
4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
5 関係地区 青森県西津軽郡深浦町大字横磯、大字深浦、大字広戸及び大字追良瀬
6 その他 この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

- 1 公示番号 西共第8号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	たい・ぶり・さけ小型定置網漁業	1月 1日から12月31日まで
	やりいか・たなご小型定置網漁業	1月 1日から 8月31日まで
	はたはた小型定置網漁業	11月 1日から翌年 1月31日まで
	やりいか・ひらめ底建網漁業	1月 1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	"
	せい・あいなめ刺網漁業	"
	くるまえび刺網漁業	5月 1日から 9月30日まで
	かに刺網漁業	1月 1日から12月31日まで
	ばい竜漁業	"
	たこ竜漁業	"

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字横磯、大字深浦、大字広戸及び大字追良瀬地

先

(3) 漁場の区域 次の基点第36号、ア、イ及び基点第37号の各点を順次に結んだ線と

最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第36号 青森県西津軽郡深浦町大字月屋と大字横磯との境に設置した標柱
- ア 基点第36号から真方位305度30分2, 000メートルの点
- イ 基点第37号から真方位309度30分2, 000メートルの点
- 基点第37号 青森県西津軽郡深浦町、根株川尻より西方(暗礁)に設置した標柱
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 関係地区 青森県西津軽郡深浦町大字横磯、大字深浦、大字広戸及び大字追良瀬
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に敷設するたい・ぶり・さけ小型定置網漁業の統数は、21ヶ統以内に
- 限る。
- ② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

- 1 公示番号 西共第9号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	わかめ漁業	1月 1日から 12月31日まで	いかい漁業	1月 1日から 12月31日まで
	あまのり漁業	"	たこ漁業	"
	ふのり漁業	"	なまこ漁業	"
	えごのり漁業	"	うに漁業	"
	つのもた漁業	"	ほや漁業	"
	てんぐさ漁業	"	いわむし漁業	"
	もずく漁業	"	あおさ漁業	"
	あわび漁業	"	ばい(くぼがいを含む)漁業	"
	さざえ漁業	"	かき漁業	"

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字鱸木地先

(3) 漁場の区域 次の基点第37号、ア、イ及び基点第38号の各点を順次に結んだ線と

最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第37号 青森県西津軽郡深浦町、根株川尻より西方(暗礁)に設置した標柱
- ア 基点第37号から真方位309度30分2, 000メートルの点
- イ 基点第38号から真方位282度30分2, 000メートルの点
- 基点第38号 青森県西津軽郡深浦町大字鱸木と大字風合瀬との境に設置した標柱
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 関係地区 青森県西津軽郡深浦町大字鱸木、大字風合瀬字干浜、大字風合瀬字大磯、
大字田野沢、大字北金ヶ沢、大字関及び大字柳田
- 6 その他 この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

- 1 公示番号 西共第10号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 2 種 共同漁業	たい・ぶり・さけ小型定置網漁業	1月 1日から12月31日まで
	やりいか・たなご小型定置網漁業	1月 1日から10月31日まで
	はたはた小型定置網漁業	11月 1日から翌年 1月31日まで
	やりいか・ひらめ底建網漁業	1月 1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	"
	せい・あいなめ刺網漁業	"
第 2 種 共同漁業	くるまえび刺網漁業	5月 1日から 9月30日まで
	さめ刺網漁業	11月 1日から翌年 5月31日まで
	かひ刺網漁業	1月 1日から12月31日まで
	さざえ刺網漁業	5月 1日から10月31日まで
	ばい電漁業	1月 1日から12月31日まで
	うに電漁業	"
	たご電漁業	"

- (2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字轟木地先
- (3) 漁場の区域 次の基点第37号、ア、イ及び基点第38号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 - 基点第37号 青森県西津軽郡深浦町、根株川尻より西方(暗堰)に設置した標柱
 - ア 基点第37号から真方位309度30分2, 000メートルの点
 - イ 基点第38号から真方位282度30分2, 000メートルの点
- 3 基点第38号 青森県西津軽郡深浦町大字轟木と大字風合瀬との境に設置した標柱
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 関係地区 青森県西津軽郡深浦町大字轟木、大字風合瀬字沙干浜、大字風合瀬字大磯、大字田野沢、大字北金ヶ沢、大字関及び大字柳田
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
- ① 漁場の区域内に敷設するたい・ぶり・さけ小型定置網漁業の統数は3ヶ統以内に限る。
 - ② かれい・ひらめ刺網漁業の目的は、3寸5分以上とする。

- 1 公示番号 西共第11号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 共同漁業	わかめ漁業	1月 1日から12月31日まで	なまこ漁業	1月 1日から12月31日まで
	あまのり漁業	"	うに漁業	"
	ふりのり漁業	"	ほや漁業	"
	えごのり漁業	"	いわむし漁業	"
	でんぐさ漁業	"	あおさ漁業	"
	もずく漁業	"	ばいぐほかい(を含む)漁業	"
	あわび漁業	"	あかもく漁業	"
	さざえ漁業	"	つるあらめ漁業	"
	いがい漁業	"	かき漁業	"
		たご漁業	"	

- (2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字轟木と大字風合瀬との境から大字風合瀬、貝良木川尻に至る地先
- (3) 漁場の区域 次の基点第38号、ア、イ及び基点第39号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 - 基点第38号 青森県西津軽郡深浦町大字轟木と大字風合瀬との境に設置した標柱
 - ア 基点第38号から真方位282度30分2, 000メートルの点
 - イ 基点第39号から真方位335度30分2, 000メートルの点
- 3 基点第39号 青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬、貝良木川右岸に設置した標柱
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 関係地区 青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬字上砂子川、字中砂子川及び字下砂子川
- 6 その他 この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

- 1 公示番号 西共第12号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	たい・ぶり・さけ小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで
	やりいか・たなご小型定置網漁業	1月1日から8月31日まで
	はたはた小型定置網漁業	11月1日から翌年1月31日まで
	かれい・ひらめ小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで
第2種 共同漁業	やりいか・ひらめ底曳網漁業	"
	かれい・ひらめ刺網漁業	"
	そい・あいなめ刺網漁業	"
	くるまえび刺網漁業	5月1日から9月30日まで
	かに刺網漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ刺網漁業		5月1日から10月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字轟木と大字風合瀬との境から大字風合瀬、貝

良木川尻に至る地先

(3) 漁場の区域 次の基点第38号、ア、イ及び基点第39号の各点を順次に結んだ線と

最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第38号 青森県西津軽郡深浦町大字轟木と大字風合瀬との境に設置した標柱

ア 基点第38号から真方位282度30分2, 000メートルの点

イ 基点第39号から真方位335度30分2, 000メートルの点

ウ 基点第39号から真方位328度30分2, 000メートルの点

3 免許予定日 平成15年9月1日

4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで

5 関係地区 青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬字上砂子川、字中砂子川及び字下砂子川

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に敷設するたい・ぶり・さけ小型定置網漁業の統数は30ヶ統以内に限る。
- ② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

- 1 公示番号 西共第13号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで	いかい漁業	1月1日から12月31日まで
	あまのり漁業	"	たご漁業	"
	ふのり漁業	"	なまご漁業	"
	えごのり漁業	"	うに漁業	"
	つのもた漁業	"	ほや漁業	"
	てんぐさ漁業	"	いわむし漁業	"
	もずく漁業	"	あおさ漁業	"
あわび漁業	"	ばい(くぼがいを含む)漁業	"	
さざえ漁業	"	かき漁業	"	

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬、貝良木川尻から同町大字柳田に至る

地先

(3) 漁場の区域 次の基点第39号、ア、イ、ウ及び基点第40号の各点を順次に結んだ

線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第39号 青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬、貝良木川右岸に設置した標柱

ア 基点第39号から真方位335度30分2, 000メートルの点

イ 青森県西津軽郡深浦町大字田野沢、大戸瀬崎に設置した標柱から真方

位348度30分2, 000メートルの点

ウ 基点第40号から真方位328度30分2, 000メートルの点

4 免許予定日 平成15年9月1日

5 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで

6 関係地区 青森県西津軽郡深浦町大字轟木、大字風合瀬字汐干浜、大字風合瀬字大磯、

大字田野沢、大字北金ヶ沢、大字関及び大字柳田

7 その他

この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

1 公示番号 西共第14号
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	たい・ぶり・さけ小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで
	やりいか・たなご小型定置網漁業	1月1日から10月31日まで
	はたはた小型定置網漁業	11月1日から翌年1月31日まで
	やりいか・ひらめ底建網漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	"
	せい・あいなめ刺網漁業	"
第2種 共同漁業	くるまえてび刺網漁業	5月1日から9月30日まで
	さめ刺網漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	かに刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ刺網漁業	5月1日から10月31日まで
	ばい電漁業	1月1日から12月31日まで
	うに電漁業	"
	たご電漁業	"

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬、貝良木川尻から同町大字柳田に至る地先

(3) 漁場の区域

次の基点第39号、ア、イ、ウ及び基点第40号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第39号 青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬、貝良木川右岸に設置した標柱

ア 基点第39号から真方位33.5度30分2、000メートルの点

イ 青森県西津軽郡深浦町大字田野沢、大戸瀬崎に設置した標柱から真方位34.8度30分2、000メートルの点

ウ 基点第40号から真方位32.8度30分2、000メートルの点

基点第40号 青森県西津軽郡深浦町と鯨ヶ沢町との境に設置した標柱

免許予定日 平成15年9月1日

申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで

関係地区 青森県西津軽郡深浦町大字馬木、大字風合瀬字汐干浜、大字風合瀬字大磯、大字田野沢、大字北金ヶ沢大字関及び大字柳田

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 漁場の区域内に敷設するたい・ぶり・さけ小型定置網漁業の統数は40ヶ統以内に限る。

② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

1 公示番号 西共第15号
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで	たご漁業	1月1日から12月31日まで
	えごり漁業	"	なまこ漁業	"
	てんぐさ漁業	"	うに漁業	"
	もずく漁業	"	ほや漁業	"
	あわび漁業	"	いわむし漁業	"
	さざえ漁業	"		

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡鯨ヶ沢町大字姥袋町及び大字赤石町地先

(3) 漁場の区域 最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第40号 青森県西津軽郡深浦町と鯨ヶ沢町との境に設置した標柱

ア 基点第40号から真方位32.8度30分2、000メートルの点

イ 基点第41号から真方位32.4度30分2、000メートルの点

基点第41号 青森県西津軽郡鯨ヶ沢町大字赤石町と大字淀町との境に設置した標柱

免許予定日 平成15年9月1日

申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで

関係地区 青森県西津軽郡鯨ヶ沢町大字姥袋町及び大字赤石町

その他 この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

- 1 公示番号 西共第16号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 2 種 共同漁業	たい・ぶり・さけ小型定置網漁業	1月 1日から12月31日まで
	やりいか・たなご小型定置網漁業	1月 1日から 8月31日まで
	はたはた小型定置網漁業	11月 1日から翌年 1月31日まで
	やりいか・ひらめ底建網漁業	1月 1日から12月31日まで
第 2 種 共同漁業	かれい・ひらめ刺網漁業	"
	せい・あいなめ刺網漁業	"
	はたはた刺網漁業	11月 1日から翌年 1月31日まで
	くるまえび刺網漁業	5月 1日から 9月30日まで
うに電漁業	さざえ刺網漁業	5月 1日から10月31日まで
	うに電漁業	1月 1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡鰯ヶ沢町大字姥袋町及び大字赤石町地先
 (3) 漁場の区域 次の基点第40号、ア、イ及び基点第41号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 関係地区 青森県西津軽郡鰯ヶ沢町大字姥袋町及び大字赤石町
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。
 (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
 ① 漁場の区域内に敷設するたい・ぶり・さけ小型定置網漁業の統数は1ヶ統以内に限る。
 ② かれい・ひらめ刺網漁業の旨合は、3寸5分以上とする。

- 1 公示番号 西共第17号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 共同漁業	わかめ漁業	1月 1日から 12月31日まで	たご漁業	1月 1日から 12月31日まで
	えごのり漁業	"	なまご漁業	"
	つのまた漁業	"	うに漁業	"
	てんぐさ漁業	"	ほや漁業	"
	むずく漁業	"	いわむし漁業	"
	あわび漁業	"	ばいくぼかいを含む漁業	"
さざえ漁業	"	"	"	

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡鰯ヶ沢町大字赤石町と大字淀町との境から木道町大字館岡字上沢辺規替に至る地先

(3) 漁場の区域 次の基点第41号、ア、イ、ウ及び基点第42号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、エ、オ、カ、コ、ク、シ、ス、セ、ソ、キ、ク及びケの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

- ア 基点第41号から真方位324度30分2、000メートルの点
- イ 青森県西津軽郡鰯ヶ沢町大字南浮田、鳴沢川左岸に設置した標柱から真方位308度30分3、000メートルの点
- ウ 基点第42号から真方位270度30分2、000メートルの点
- エ 青森県西津軽郡鰯ヶ沢町大字館岡字上沢辺規替に設置した標柱
- オ 青森県西津軽郡鰯ヶ沢町大字北浮田字今須154の171地内に設置した標柱(北緯40度47分17秒、東経140度14分43秒(日本測地系)の点)から真方位358度30分71、5メートルの点
- カ エから真方位300度30分518、9メートルの点
- キ オから真方位345度30分490、8メートルの点
- ク カから真方位75度45分77、5メートルの点
- ケ キから真方位94度331、5メートルの点
- コ ケから真方位123度30分605、5メートルの点
- サ コから真方位259度23分3、2メートルの点
- シ サから真方位347度59分25、8メートルの点
- ス シから真方位259度23分8、3メートルの点

- 3 免許予定日
平成15年9月1日
- 4 申請期間
平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 関係地区
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字定町、大字富根町、大字漁師町、大字浜町、大字本町、大字七ツ石町、大字田中町、大字舞戸町、大字新地町、大字釣町、大字新町及び木造町大字出来島
- 6 その他
この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

1 公示番号 西共第18号
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 2 種 共同漁業	たい・ぶり・さけ小型定置網漁業	1月 1日から12月31日まで
	やりのいか・たなご小型定置網漁業	”
	はたはた小型定置網漁業	11月 1日から翌年 1月31日まで
	やりいか・ひらめ底建網漁業	1月 1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	”
はたはた刺網漁業	11月 1日から翌年 1月31日まで	
くるまえび刺網漁業	5月 1日から 9月30日まで	
さざえ刺網漁業	5月 1日から10月31日まで	
かに刺網漁業	1月 1日から12月31日まで	
かに籠漁業	”	
うに籠漁業	”	
たこ籠漁業	”	

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町と大字定町との境から木造町大字館岡字上沢辺堀替に至る地先

(3) 漁場の区域 次の基点第41号、ア、イ、ウ及び基点第42号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、エ、オ、カ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、キ、ク及びビケの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

- 基点第41号 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町と大字定町との境に設置した標柱
- ア 基点第41号から真方位324度30分2.000メートルの点
- イ 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字南浮田、鳴沢川左岸に設置した標柱から真方位308度30分3.000メートルの点
- ウ 基点第42号から真方位270度30分2.000メートルの点
- エ 青森県西津軽郡木造町大字館岡字上沢辺堀替に設置した標柱
- オ 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田字今須154の171地内に設置した標柱(北緯40度47分17秒、東経140度14分43秒(日本測地系)の点)から真方位358度30分71.5メートルの点
- カ エから真方位300度30分518.9メートルの点
- キ オから真方位345度30分490.8メートルの点
- ク カから真方位75度45分77.5メートルの点
- ク キから真方位94度33.1.5メートルの点

- ク から真方位123度30分60.5. 5メートルの点
 - コ から真方位259度23分3. 2メートルの点
 - サ から真方位347度59分25. 8メートルの点
 - シ 　から真方位259度23分8. 3メートルの点
 - ス 　から真方位347度44分22.5. 3メートルの点
 - セ 　から真方位75度45分69. 2メートルの点
 - ソ 　から真方位167度44分25.2. 4メートルの点
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 関係地区 青森県西津軽郡鵜沢町大字碓町、大字富根町、大字漁師町、大字浜町、大字本町、大字七ツ石町、大字田中町、大字舞戸町、大字新地町、大字釣町、大字新町及び木造町大字出来島
- 6 その他
- (1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
- ① 漁場の区域内に敷設するたい・ぶり・さけ小型定置網漁業の統数は18ヶ航以内に限る。
- ② かいい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

- 1 公示番号 西共第19号
- 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
- | 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|---------|-------|----------------|
| 第1種共同漁業 | たご漁業 | 1月1日から12月31日まで |
- (2) 漁場の位置 青森県西津軽郡木造町大字館岡及び車力村地先
- (3) 漁場の区域 次の基点第42号、ア、イ及び基点第43号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点第42号 青森県西津軽郡木造町大字館岡字上沢辺堀替に設置した標柱
- ア 基点第42号から真方位270度30分2. 000メートルの点
- イ 基点第43号から真方位272度30分2. 000メートルの点
- 基点第43号 青森県西津軽郡と北津軽郡との境に設置した標柱
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 関係地区 青森県西津軽郡木造大字館岡及び車力村
- 6 その他 この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

- 1 公示番号 西共第20号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	たい・ぶり・さけ小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい刺網漁業	"
	かに箸漁業	"
	たこ箸漁業	"

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡木造町大字館岡及び車力村地先
 (3) 漁場の区域 次の基点第42号、ア、イ及び基点第43号の各点を順次に結んだ線と
 最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第42号 青森県西津軽郡木造町大字館岡上沢辺堀替に設置した標柱
 ア 基点第42号から真方位270度30分2, 000メートルの点
 イ 基点第43号から真方位272度30分2, 000メートルの点
 基点第43号 青森県西津軽郡と北津軽郡との境に設置した標柱
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
 - 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
 - 5 関係地区 青森県西津軽郡木造町大字館岡及び車力村
 - 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。
 (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
 ① 漁場の区域内に敷設するたい・ぶり・さけ小型定置網漁業の統数は15ヶ統以内に限る。
 ② かれい刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

- 1 公示番号 西共第21号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	あまのり漁業	"	うに漁業	"
	つのもた漁業	"	ばい(くぼがいを含む)漁業	"
	てんぐさ漁業	"	かき漁業	"
	あわび漁業	"		

(2) 漁場の位置 青森県北津軽郡市浦村地先
 (3) 漁場の区域 次の基点第43号、ア、イ及び基点第44号の各点を順次に結んだ線と
 最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第43号 青森県西津軽郡と北津軽郡との境に設置した標柱
 ア 基点第43号から真方位272度30分2, 000メートルの点
 イ 基点第44号から真方位222度30分2, 000メートルの点
 基点第44号 青森県北津軽郡市浦村と小泊村との境に設置した標柱
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
 - 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
 - 5 関係地区 青森県北津軽郡市浦村
 - 6 その他 この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

- 1 公示番号 西共第22号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	たい・ぶり・さけ小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで
	やりのいか・たなご小型定置網漁業	1月1日から8月31日まで
	そい・あいなめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	たい刺網漁業	4月1日から8月31日まで
共同漁業	かに籠漁業	1月1日から12月31日まで
	ばい籠漁業	〃

(2) 漁場の位置 青森県北津軽郡小泊村地先

(3) 漁場の区域 次の基点第43号、ア、イ及び基点第44号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第43号 青森県西津軽郡と北津軽郡との境に設置した標柱
- ア 基点第43号から真方位272度30分2,000メートルの点
- イ 基点第44号から真方位222度30分2,000メートルの点
- 基点第44号 青森県北津軽郡小泊村と小泊村との境に設置した標柱
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 関係地区 青森県北津軽郡小泊村
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。
 (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
 漁場の区域内に敷設するたい・ぶり・さけ小型定置網漁業の統数は9ヶ統以内に限る。

- 1 公示番号 西共第23号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで	いかい漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	〃	たこ漁業	〃
	あまのり漁業	〃	なまこ漁業	〃
	ふりのり漁業	〃	うに漁業	〃
	えごのり漁業	〃	ほや漁業	〃
	つのもた漁業	〃	いわむし漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃	おおのり漁業	〃
	もずく漁業	〃	ばい(くばがい含む)漁業	〃
	うみぞうめん漁業	〃	かやものり漁業	〃
	あわび漁業	〃	かき漁業	〃
さざえ漁業	〃			

(2) 漁場の位置 青森県北津軽郡小泊村地先

(3) 漁場の区域 次の基点第44号、ア、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点第45号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第44号 青森県北津軽郡小泊村と小泊村との境に設置した標柱
- ア 基点第44号から真方位222度30分2,000メートルの点
- イ 青森県北津軽郡小泊村立松島に設置した標柱から真方位206度30分2,800メートルの点
- ウ 青森県北津軽郡小泊村権現崎に設置した標柱から真方位262度30分2,800メートルの点
- エ 青森県北津軽郡小泊村経間島に設置した標柱から真方位294度30分2,800メートルの点
- オ 青森県北津軽郡小泊村青岩に設置した標柱から真方位284度30分2,800メートルの点
- カ 青森県北津軽郡小泊村燕の滝に設置した標柱から真方位292度30分2,800メートルの点
- キ 基点第45号から真方位292度30分2,800メートルの点
- 基点第45号 青森県北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 関係地区 青森県北津軽郡小泊村
- 6 その他 この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。